

議案第36号

さいたま市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する<u>短期雇用特例被保険者</u>に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する<u>短期雇用特例被保険者</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一</p>	<p style="text-align: center;">(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号の<u>いずれかに</u>該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号の<u>いずれかに</u>該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当す</p>

時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9・10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) [略]

12・13 [略]

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 [略]

附 則

1～9 [略]

10 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。

11 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

る金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9・10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) [略]

12・13 [略]

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 [略]

附 則

1～9 [略]

10 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職をした者（第18条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

11 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職をした者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定

12～15 [略]	の例により計算して得られる額とする。 12～15 [略]
-----------	---------------------------------

(さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年さいたま市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～10 [略]	1～10 [略]
11 当分の間、 <u>42年</u> を超える期間勤続して退職した者でさいたま市職員退職手当条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。	11 当分の間、 <u>44年</u> を超える期間勤続して退職した者でさいたま市職員退職手当条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。
12 [略]	12 [略]

第3条 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年さいたま市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前のさいたま市職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで、第10条及び附則第10項から第12項まで並びに附則第10項の規定による改正前のさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年さいたま市条例第68号。以下この項及び附則第4項において「一部改正条例」という。）附則第11項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第7条まで及び第10条から第10条の5まで並びに附則第10項から第12項まで、附則第6項、附則第7項並びに一部改正条例附則第11項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 [略]

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前のさいたま市職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで、第10条及び附則第10項から第12項まで並びに附則第10項の規定による改正前のさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年さいたま市条例第68号。以下この項及び附則第4項において「一部改正条例」という。）附則第11項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第3条の2から第7条まで及び第10条から第10条の5まで並びに附則第10項から第12項まで、附則第6項、附則第7項並びに附則第10項の規定による改正後の一部改正条例附則第11項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中さいたま市職員退職手当条例第16条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例（次項において「改正後の条例」という。）第16条第7項及び第8項の規定は、平成22年4月1日（以下この項において「適用日」という。）以後にさいたま市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）となった者について適用し、適用日前に職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの並びに適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるもの及び職員であったものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第10項（改正後の条例附則第12項及び第2条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第11項においてその例による場合を含む。）及び第11項の規定の適用については、改正後の条例附則第10項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第3条の規定による改正後のさいたま市退職手当条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。